

区民と創る港区の男女平等参画のための情報誌



特集

戦争と平和を ジェンダーから考える

VOL.

73

令和4年(2022年)
6月発行

- ・日本における難民とジェンダー／セクシュアリティにまつわる課題
- ・リーブラで活動する団体インタビュー掲載
男女平等学習団体「ジェレリツェ」
- ・平和をつくり続けるために具体的な行動を

リーブラからのおすすめ図書

2022年度

リーブラ主催講座のテーマのご紹介



特集 戦争と平和をジェンダーから考える

港区は、日本にある大使館のうち約半数が所在し、区民の約7%が外国人住民である国際色豊かな地域です。また、出入国在留管理局のひとつが所在する街でもあります。ウクライナからの避難民の受け入れを契機に、日本の難民認定制度に関心が高まっている状況を受けて、難民認定とジェンダー／セクシュアリティにまつわる課題について、神戸大学大学院国際文化学研究所講師の工藤晴子さんにお話をうかがいました。

日本における難民とジェンダー／セクシュアリティにまつわる課題

難民とは

難民の定義には様々な議論がありますが「難民の地位を得られる人は誰か」という話をする時には、難民条約（1951年難民の地位に関する条約と1967年難民の地位に関する議定書）による定義が主に用いられます。

条約は強制的に移動せざるをえない人々の状況を包括的に定義しているわけではありません。条約の定義には①国籍国の外にいる、②迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する、③その迫害の理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見のいずれかであること、④国籍国による保護を受けることができないという要件があります。例えば、強制移動の状況にある人の多くは、国籍国内で移動していますが、そうした人々はこの定義には該当しないこととなります。ロシアによる侵攻の影響を受けるウクライナの人々も5月10日現在で598万人以上が国外に移動する一方で、推定で770万人が国内避難していると報告されています^{*1}。

認定が厳しい日本

日本では、1970年代後半からインドシナ難民の到着を契機に難民問題に関する議論が急速に高まり、1981年に難民条約に、1982年に議定書に加入し、難民認定制度が整備されました。他国と比較して認定の厳しさが国内外から指摘されています。

【表1】各国の認定者数の推移

[単位]人

	2016年	2017年	2018年	2019年
日本	28	20	42	44
英国	13,554	12,496	12,027	16,516
フランス	24,007	25,281	29,035	30,051
米国	20,437	26,764	35,198	44,614
ドイツ	263,622	147,671	56,583	53,973

出典：認定NPO法人難民支援協会、2016～2019年度年次報告書

2020年は難民認定申請者数3,936人、難民認定申請処理数5,439人に対して、認定者数47人（うち1名は、難民の認定をしない処分に対する不服申立てで「理由あり」とされた認定者）でした。遡ると、認定者数がひと桁の時期もありました。認定の厳しさの背景には、迫害をどう定義するのか等の解釈が狭いことや、情報を用意して国外に出ることが難しい状

況の人たちに対して証拠を集め提示させるような立証責任を過度に求めていることなどが考えられます。

【表2】日本における難民申請者数と認定者数の推移 [単位]人

	申請者数	認定者数		申請者数	認定者数
1989年	50	2	2011年	1,867	21
1990年	32	2	2012年	2,545	18
1991年	42	1	2013年	3,260	6
1992年	68	3	2014年	5,000	11
1993年	50	6	2015年	7,586	27
1994年	73	1	2016年	10,901	28
1995年	52	2	2017年	19,629	20
1996年	147	1	2018年	10,493	42
1997年	242	1	2019年	10,375	44
1998年	133	16	2020年	3,936	47

出典：出入国在留管理庁、我が国における難民庇護の状況等

女性の難民や性的マイノリティの難民が可視化されてきたプロセス

難民条約の起草段階では、第2次世界大戦後の政治的背景を理由に移動する単身男性が、難民として想定されていました。80年代以降のフェミニズムの運動の影響や、90年代からの戦時性暴力に対する国際社会の反応とあわせて、難民条約の解釈や人道支援において、「ジェンダーに基づく暴力: Gender-Based Violence (以下、「GBV」)」^{*2} が重要な課題として認識されはじめます。GBVとは、ジェンダーに関する不均衡な権力関係や規範に基づいたあらゆる有害な行為を示し、レイプやDV、心理的・身体的暴力、女性器切除、強制婚、機会やサービス（教育や医療など）へのアクセスの阻害、性的マイノリティに対する差別や暴力などが含まれます。難民認定の迫害をどう理解するのかにおいても、「ジェンダーに関連する迫害」が議論されガイドラインの作成や迫害の理由にジェンダーを明記する国内法を定める国も現れました。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は2002年にジェンダーの視点をういた法的解釈の指針となる文書を発行し、その10年後の2012年には性的指向とジェンダー・アイデンティティを理由とする難民の主張に関する文書を発行しています。

日本の法務省内での難民認定制度における「ジェンダーに関連する迫害」の議論は国際的潮流とは時差があり、始まったのは2014年あたりのおよび^{*3}。2021年に、出入国在留管理庁が策定中であった難民の認定基準を定める指針において『新しい形態の迫害として「ジェン

ダー」を明記』することが検討されているという報道もありました。出入国在留管理庁が公開している資料※4によれば、2020年に難民として認定した事例等のうちGBVを理由とするものが、4件確認ができます。

同資料において「ジェンダーに基づく暴力」という言葉が使用されていることから、日本の難民認定においても「ジェンダーに関連する迫害」に考慮すべきであるという認識があると考えられますが、実際の認定にどの程度考慮されているのかということや判断基準などは不明瞭なままです。

また、性的指向に基づいた難民の主張は、1981年にオランダで初めて認められ、1990年代には米国、英国、オーストラリアなどでもみられるようになりました。日本においては、2018年にレスビアン女性に難民の地位が認定されており、これが性的マイノリティへの迫害を理由とする初めての難民認定であると思われませんが、こちらも国際的な流れからは約20年の開きがあります。

難民条約解釈の文脈ではGBVについては、出身国を離れる理由と関連付けられることが多いですが、移動の全ての過程においてGBVのリスクが存在していることが難民の経験を理解し、特に支援に携わる際には重要な前提となります。移動の方法もさまざまにあります。厳格な国境管理がなされているなか移動の手段を得るためにGBVの被害にあうリスクが上がることもあります。例えば、非正規の移動の際に、斡旋業者による性暴力や、人身取引の被害にあう、国境を越えるはずが性産業に従事させられる、といったケースがあります。移動途中や移動先でも、支援が提供されるはずの一時的な滞在施設において性暴力が起こることも報告されていますし、支援物資にアクセスする引き換えに人道支援従事者から性的関係を強要されることもあります。

安全と思われる国に移動した後も、GBVは発生しうのです。例えば家族で移動した場合に、就労機会がなくこれまで通り男性が家族の稼ぎ手としての役割を果たせなくなるなど、家族の中のジェンダー関係が再編され、ストレスや軋轢をうみ、家庭内で暴力が起きることがあります。また、児童婚が文化的慣習として許容されるコミュニティでは、移動先においても経済的理由などから未成年の娘の強制婚といったGBVもみられます。在留資格が無い場合や難民認定審査中の期間などは、GBVに関連する支援やサービス（警察や病院など）にアクセスすることが困難となることも珍しくありません。また、性的マイノリティに対する暴力も「難民の出身国」で起きるGBVと考えられがちですが、移動先国において発生することもあります。

GBVは移住先のジェンダー／セクシュアリティの規範や、移動を管理・制限しようとする政策や制度とも関連があり、移民・難民に対するGBVは、非正規入国・滞在者、「不法移民」、外国人、支援対象者として他者化された人々に対する対人的かつ構造的な暴力という側面を持つといえるでしょう。

日本の入国管理における ジェンダー・セクシュアリティにまつわる課題

日本の入国管理においては、収容、セーフティネットの

欠如、移民労働者の権利の保護など様々な問題が存在しますが、その一つとして、根強く存在する異性愛主義的家族規範があります。例えば、在留資格がない、いわゆる非正規滞在の場合でも、人道的な配慮を理由に在留が認められるケースがあります。これは法務大臣の裁量によるのですが、それが誰に与えられるのかというのを見ていくと、「日本人の実子を養育している」「日本人配偶者との婚姻に継続性がある」ことなどが評価されていることがわかります。また、異性愛カップルで婚姻関係にあると容易に在留資格が得られるように思われるかもしれませんが、そういうわけではありません。婚姻関係が偽装ではないことや、「安定かつ成熟していること」、子どもの存在・養育の事実などが問われるのです。

人がどう生きていくかの実態は、実にさまざまです。同居を一緒にしない、結婚して子どもを育てる選択をしない、性的関係はないが生活を共にしているなど、入国管理の制度・行政では捉えきれない家族のかたちやパートナーシップは現実にはたくさんあるでしょう。そうしたことが理解されないまま、異性愛家族を軸にした「善き市民」像が判断基準となることは、ジェンダー／セクシュアリティにまつわる入国管理の大きな課題のひとつです。

入国管理という場は、誰にメンバーシップを与えるかの判断をめぐって私たちの社会に埋め込まれた規範が可視化される場所といえるでしょう。

難民の話は、認定される／されないという議論が目立ちがちです。もちろん日本の難民認定制度が、保護を必要とする人々に認定がおりるようになるべきという議論は重要ですが、移動自体がジェンダー化されたプロセスであることを認識すると難民の人々の経験についての理解を深めることができるのではないのでしょうか。また、私たちは移民・難民の人々の人生を左右する規範の形成に市民として関わっています。日本の入国管理の課題を多角的な視点で考えることは、かれらとどのようによりよい係わりを作っていくのかを考えるステップのひとつではないかと思っています。

※1 UNHCR Operational Data Portal Ukraine Refugee Situation (最終アクセス2022年5月12日)参照

※2 UNHCRは、「性とジェンダーに基づく暴力(SGBV)」という言葉を長年用いていたが、2020年9月に「性 Sexual」の部分を削除し、NGOや他の国連機関が主に用いていた「GBV」を採用し、機関間で用語の統一をはかりました。

※3 法務省・平成26年12月第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会「難民制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」2014年12月 <https://www.moj.go.jp/isa/content/930003065.pdf>

※4 出入国在留管理庁「難民と認定した事例等について」参照

お話をうかがった方

く どう はる こ 工藤 晴子さん

神戸大学大学院国際文化学研究所研究科講師。これまで、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)エジプト・カイロ事務所、トルコ・ガジアンテップ事務所にて、性とジェンダーに基づく暴力の予防や対応を中心とした難民支援に携わる。現在は人の国際移動(特に難民・強制移動)や人道支援とセクシュアリティの規範の関わり方の研究に取り組む。今年2月に『難民とセクシュアリティ—アメリカにおける性的マイノリティの包摂と排除』を明石書店より出版。



特集 戦争と平和をジェンダーから考える

リーブラで活動する団体インタビュー掲載 男女平等学習団体「ジェレリツェ」

2022年2月24日以降、ロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻が続いています。出入国在留管理庁によると、ウクライナから日本への避難民は6月7日時点で1,241人になっています。リーブラで、子どもたちにウクライナ語やウクライナの文化を教える活動をしている『男女平等学習団体 ジェレリツェ』に所属する2名(コヴァリョヴァ・ナタリアさん、リセンコ・ナタリアさん)、とアートスタジオ “DuKaChi” コーチジュロヴァ・ナタリアさんに、リーブラでの活動、そしてウクライナの家族や友人の状況等についてお話をうかがいました。

最近の団体活動

毎回全員が参加をするわけではありませんが、子どもたちは40人くらい活動しています。ここ1か月くらいで新たに活動に参加するようになった子どもたちは10人ほど居ます。その子どもの親や祖母なども参加しますので、現在は子どもたちの家族(大人)もいれると60人以上程度が活動に参加していることになります。以前から日本に住んでいて子どもの年齢が上がったことで参加するようになった家族もいれば、ウクライナから日本に避難してきている家族もいます。

子どもたちには、年齢に応じたウクライナ語を教えています。2歳くらいだと遊びながらウクライナ語を覚えます。5・6歳になるとアートの活動などをしながら、ウクライナ語を覚えます。小学生以上には、3つの授業一言語、歴史、ミュージカルがあります。1年間にひとつは何かしらのミュージカルをつくっており、年末に発表会を開催しています。日本人にもウクライナの文化をもっと知ってほしいという想いもあり、昨年からは、劇中の台詞や歌詞はウクライナ語と日本語の両方の言語を用いています。昨年の発表会は、日本の子どもたちやその両親たち100人ほどにも観てもらいました。

今年はウクライナの民話「てぶくる」を原作として、ストーリーや登場する動物、歌、踊り等を団体の講師で創作した新しいミュージカルをつくっています。今回もウクライナ人も日本人も楽しめるように、両方の言葉をつかっています。



『てぶくる』
エウゲーニー・M・ラチョフ 絵
うちだりさこ 訳 /
福音館書店 / 1965年

今年の3月には「戦争と平和」をテーマに絵を描く活動もしました。戦争反対やウクライナのひとを支援したいという想いが子どもたちにあり、今年の3月には「戦争と平和」をテーマに絵を描く時間を設けました。「NFT(非代

替性トークン)」と呼ばれる技術を使ったデジタルアート作品にして販売し、収益をウクライナの子どもたちに寄付するプロジェクトに参加しました。



ウクライナの家族や友人の状況

私たちの家族や友人は、ほとんどの人が他国へ避難をせず、ウクライナ国内に残っています。危ないながらも、電話やSNSなどで連絡を取ることができています。

ウクライナに住んでいる親戚のなかにはロシア人も居ますが、その家族は非常に困難な状況ですし、ロシアに住んでいる親戚とは、もうコミュニケーションをとることが難しい状況です。ロシア国内では独自の情報統制がされているので、「今は戦争で、あなたたちの軍の攻撃によって私の家が壊されてしまった。」と伝えても、「それは嘘で、全部フェイクだ。」と言われてしまう状況です。2008年の南オセチア紛争の時などは、私たちも実際に何がどうなっているのか分からなかったのですが、今はSNSも発展し、インターネットで離れた国で起こっている情報も知ることができるはずですが、理解ができない状況で、本当に苦しすぎます。だから、もう「親戚だけれど、違うひとだ。」と思うしかないと思ってしまいます。ウクライナとロシアでは、教育も暮らし方も異なることもあり、血縁であっても考え方が異なる面は以前からありましたが、今は1番苦しいです。

ウクライナで戦うひとたち

今回のように防衛態勢強化のために18歳から60歳までの男性に出国制限が設けられたことは、ウクライナでは初めてです。ウクライナ人は海外に住んでいても、自分の国をととても大切にします。戦争開始から12日間で、当初は海外に住んでいたウクライナ人の約17万人がウクライナに帰国し、そのうち約8割が男性という報道もあります。

ウクライナの男のひとたちは戦争の時も土があれば、自分の木やハーブを植えます。ウクライナは歴史的に広い土地に植物や食物を植えて育ててきたので、土に植えて育てるという行為はウクライナ人のDNAに深く浸透していると思っています。平時のウクライナでは、自宅の私道付近にある植え込みの公共スペースも住民たちひとりひとりで木や花を植えて綺麗に整えます。日本では公共の歩道でのごみ拾いや植え込みに花を植える作業をしている姿を見ることが比較的多くあり、ウクライナと似ていると感じています。

知人に、平時はプロの写真家として民族写真などを撮影している女性がいます。2014年のロシアによるクリミア併合の時に、彼女は軍に入って仕事を手伝っていた経験があったため、今回の戦争が始まってすぐにキーウに戻りました。現在は武器も持って、軍の仕事を手伝っています。

昨年、港区役所と在日ウクライナ大使館を含む世界16カ国の大使館や観光局等の協力により、『国際文化紹介展示「未来のために残したいもの」』がみなとパーク芝浦(港区芝浦)や東京ミッドタウン(港区赤坂)等で開催されました。この展示のウクライナの写真提供に協力をした港区にも関わりがあった女性です。

これから日本で必要になること

常設のウクライナのセンターをつくる必要があると強く感じています。リーブラも月に2回ほど活動の場に行けることができ助かっていますが、そこに行けば必ず誰か相談できる人が居る場所、支援のコーディネートをする場所をつくる必要があります。

区役所などの公共機関の窓口でも相談にはのってくれますが、日本に住みはじめたウクライナ人ならではの困りごとやそれに対する最適な解決方法—どこに行けばいいのか、誰に繋がればいいのか等は、窓口の人にも分からないことが少なくありません。私たちの団体のメンバーの

ように長く日本に住んでいるウクライナ人であれば、これまでの自分の経験やコミュニティ内のネットワークがありますので、どうすればいいのか、誰がその人を支援できるのかが簡単に分かる場合があります。私たちの団体の中には、学位を持っているプロのコーディネーターもいます。また、ウクライナ語で相談できることやウクライナと日本の双方の考え方を理解できていることは、相談者のストレス軽減にも役立つと考えられます。

日本人から「手伝いたいけれど、何をしたらいいのか分からない」「ウクライナから避難してきたひとが身近に居たら、どうすればいいのか」という相談をたくさん受けています。今はそうした相談を私たちの団体メンバーが個人的に受けており、きちんとした窓口がない為、支援の担い手と受け手をつなぐコーディネートができない状況です。団体メンバーにも日々の暮らしや仕事があるなかで、受けられる相談の件数に限界もありますが、センターという共通の場所ができることによって、相談も支援もひとつの場所に集まり、コーディネーションがしやすくなるため、業務量は半減すると思っています。

リーブラを利用されている方々、 港区在住・在勤・在学の方々へのメッセージ

日本の人たち、港区の人たちには色々なサポートをしてもらい、本当にありがたく思っています。リーブラで関わる人たちは、私たちにとっての課題を理解しようとしてくれます。私たちの団体は、たまに子どもたちが賑やかにして迷惑をかけてしまう時もあると思いますが、ルールを守りながら活動しようと努力していることも分かっていたいただき、ありがとうございます。これからも一緒に活動をしていけると嬉しいです。

お話をうかがった方々 男女平等学習団体「ジェレリツェ」



(写真 左から コヴァリョヴァ・ナタリヤさん、アートスタジオ「DuKaChi」コーチ
ジュロヴァ・ナタリヤさん、リセンコ・ナタリヤさん)

平和をつくり続けるために具体的な行動を

田中 美穂（核政策を知りたい広島若者有権者の会（カクワカ広島） 共同代表）

「平和な世界をただ祈るだけではなく、一人ひとりが具体的な行動を」2018年11月、広島で被爆したカナダ在住の被爆者、サーロー節子さんの講演会でのこの言葉が私の人生を大きく変えました。この言葉を聞いた時、自分も今まで祈ってばかりだったことに気づき、「何かやらなければ」と強く心が動かされたのを覚えています。大学まで地元・福岡で過ごし、核兵器について何も知らないどころか、社会問題に対してアクションを起こしたことすらありませんでした。しかし、幸運なことに思いを同じくする仲間恵まれ、2019年1月、カクワカ広島を一緒に立ち上げました。

カクワカ広島では、広島選出または広島にゆかりのある国会議員に直接会って、日本の核政策や核兵器禁止条約についての考えを尋ね、得られた回答をウェブサイトやSNSにアップしています。これまで18名のうち11名の国会議員のみなさんと面会することができました。面会を依頼するときの方法はとてもシンプルです。まず最初に、面会をお願いする国会議員全員の事務所にお手紙を送りました。その後お電話をして、スケジュールが調整できた方から順にお会いしています。

「政治家に会う」と聞くと、とてもハードルが高くて自分には遠い話のように感じるかもしれません。私も最初はそうでした。しかし、実際に活動を始めてみて、会ってみないと分からない議員の考えやお人柄に触れることで、政治の世界が自分にぐっと近づいた気がします。街中に貼ってあるポスターが「どこかの政治家」から「この前会った人」に変わるんです。その方が取り組んでいる政策もとても身近になります。私たちと考えが異なる議員ももちろんいますが、なぜそう思うのかまずお互いに知ること、そして有権者として思いを伝えること、このプロセスは本当に大事だと感じています。選挙のときは候補者全員に核政策に関するアンケートを行い、ウェブサイト・SNSで結果を公表しているので、ぜひご覧頂きたいです。

2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効し、史上初めて核兵器が国際法で違法化されました。2022年5月25日現在、条約には世界61カ国が参加していますが、その中に日本は含まれていません。広島選出の岸田首相は、核兵器禁止条約を「核なき世界への出口とも言える重要な条約」としていますが、核保有国が参加していない状態の条約に入っても、核保有国と非核保有国の分断を深めるだけだという理由で、日本政府は条約参加に踏み切っていません。しかし、条約ではなく別のアプローチで核保有国と非核保有国の橋渡しをするという日本政府が、具体的にどうやって核廃絶を実現しようとしているのか、見えてこないのが現状です。

ロシアによるウクライナ侵攻を目の当たりにし、多くの人々が核兵器や核戦争のことをより現実味を持って感じていると思います。広島と長崎で起きたことは昔習った歴史ではなく、今も起こりうることだという事実を私たちは今突きつけられているのです。13,000発を超える核兵器が存在する世界に生きる私たちが、これからもその脅威と隣り合わせの生活を続けるのか、核兵器に頼らない安全保障の実現に向けて舵を切るのか、重要な局面に立っています。

核兵器の問題を考えると非常に重要なのが、ジェンダーの視点です。核兵器の使用や実験は、女性や女兒により深刻な影響を与えることが明らかになっています。広島と長崎で被爆した女性は、電離放射線被曝による固形がんの発症および死亡のリスクが男性の2倍近くに上りました^{※1}。またチョルノービリでの調査によると、核放射性降下物によって甲状腺がんを発症する確率は、男子に比べて女子の方がかなり高いことが分かっています^{※2}。被曝した妊婦は、奇形児を出産したり、死産をする可能性が高くなり、妊婦死亡率も上昇します。しかし、実際の政策に性別や年齢に応じた影響は考慮されておらず、放射線の被害は過小評価されてきました。そして、核兵器の影響は、データでは示す

ことができない心理的なものにも及びます。私がこれまで出会った被爆者の中には、被爆による後遺症を心配し、子どもを産んでも良いものか悩み苦しんだという方もいらっしゃいます。核兵器がもたらす被害が壊滅的なものであることはもちろんですが、その後の人生をも変えてしまう長期的な影響があることも忘れてはいけません。

このように性別によって影響の受け方に違いが出てくるにも関わらず、長い間核兵器に関する意思決定において女性の声が重視されることはありませんでした。核兵器に関する国際会議で、各国代表団における女性参加者は4分の1程度にとどまり、女性による発言は男性の5分の1以下でした^{※3}。

その流れを打ち破ったのが核兵器禁止条約です。年齢や性別に適した支援を十分に提供することを定めるなど、軍縮に関する国際条約の中で初めてジェンダーとの関連性について言及しました。また、条約の交渉会議では、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン、タイなど多数の女性のリーダーが活躍しました。核兵器による安全保障政策の根底には、他人を十分に怯えさせれば、自分は安全だと感じられるという考え方があります。核兵器禁止条約は、武力と密接に関わっているそういった男性らしさ (masculinity) に変革を起こす画期的な条約なのです。

核廃絶はしばしば「理想論で現実を見ていない」と言われますが、私にとっての「現実」は、できるはずがないと言われ続けてきた核兵器禁止条約が発効し、「核兵器の終わりの始まり」としてじわじわと世界を変え始めていることです。今は女性に参政権があるのは当たり前ですが、日本では76年前まで女性は選挙で投票できませんでした^{※4}。今当然のように享受していることでも、振り返ってみると多くの人々の努力によって勝ち取られた結果なのだ、と分かることは山ほどあります。核兵器のない世界を「当たり前」にできるかどうかは私たちにかかっています。

そしてそれは核兵器の問題だけに留まりません。活動を始めてから、それまでには見えなかった、あるいは見ないようにしていた社会が、自分の目にどんどん飛び込んでくるようになりました。さまざまな社会問題に自然と関心が向くようになり、それらは個別に存在するのではなく根幹ではすべて繋がっていることも知りました。知れば知るほど「もうどうしようもない」という気持ちになることもあります。しかし、そんなときこそ、私たちは社会を作る一員で

あるということに、自覚的にならなければいけません。権力に加担することも、問題をそのままにすることも、変化をもたらすことも、私たち一人ひとりの選択にかかっているのです。平和は祈るものでなく、自分たちでつくり続けるもの。新しい「当たり前」によって一人ひとりが大切にされる社会の実現のために、具体的な行動をこれからも積み重ねていきます。

※1・※2 Anne Guro Dimmen (2014) "GENDERED IMPACTS: The humanitarian impacts of nuclear weapons from a gender perspective", ILPI-UNIDIR Vienna Conference Series, No.5.
<https://www.files.ethz.ch/isn/186101/gendered-impacts-en-620.pdf>, (accessed 2022-05-16)

※3 Article 36 (2015) "Women and multilateral disarmament forums: Patterns of underrepresentation,"
<https://article36.org/wp-content/uploads/2015/10/Underrepresentation-women-FINAL1.pdf>, (accessed 2022-05-16)

※4 1945年12月の選挙法改正で女性が投票権を獲得し、翌1946年4月の衆議院議員選挙ではじめて女性の参政権が行使されました。

【執筆者プロフィール】

た な か み ほ
田中 美穂さん

核政策を知りたい広島若者有権者の会(カクワカ広島)共同代表



1994年生まれ。福岡県北九州市出身。

2017年に就職を機に広島に移り住み、翌年夏より核廃絶国際キャンペーン(ICAN)が発行するキャンペーンニュースやニュースレターの翻訳に携わるようになる。以後、核廃絶の運動や世界の現状に興味を持ち、2019年1月、広島で出会った仲間とともに「核政策を知りたい広島若者有権者の会(カクワカ広島)」を立ち上げる。会社員として働きながら、広島選出の国会議員と面会し、SNS等を通じて核兵器禁止条約に対するそれぞれの考え方などを発信する活動をしている。

カクワカ広島ウェブサイト:

<https://kakuwakahiroshima.jimdofree.com/>

リーブラからの

おすすめ図書

リーブラの図書資料室に所蔵する資料の中から、今号のテーマにまつわるおすすめの本を紹介しつゝ、リーブラの所蔵図書は、港区の図書館カードで借りることができます。ぜひご利用ください。

『難民とセクシュアリティ —アメリカにおける性的マイノリティの包摂と排除』



工藤晴子著 [明石書店]

アメリカを事例として、入国管理における排除のツールであったセクシュアリティが、人権外交の中で新たな役割を持ち、性的マイノリティが難民として保護の対象となるまでの歴史と政治がまとめられています。人の強制移動とセクシュアリティの関係について、性的マイノリティの人々が難民として移動する経験に関するアメリカでのフィールドワーク調査を通して考察されており、人道支援のなかの権力関係という課題についても示唆に富む書籍です。

『市民とジェンダーの核軍縮 —核兵器禁止条約で変える世界—』



川田忠明著 [新日本出版社]

2017年に国連本部で加盟国の6割を超える122カ国の賛成をもって採択された「核兵器禁止条約」は、核兵器を違法なものと定めた史上初の条約です。条約設立のプロセスとそこに市民社会が与えた影響について振り返り、核兵器のジェンダー・インパクト、平和と軍縮の分野におけるジェンダー平等の意義についても説明された一冊になります。唯一の戦争被爆国である日本でも、核についての議論が目立ちつつある昨今、ジェンダー視点で核軍縮にまつわるこれまでの議論を振り返りたい方にお勧めします。

お知らせ

2022年度 リーブラ主催講座のテーマのご紹介

港区立男女平等参画センター(愛称:リーブラ)は、「全ての人々が性別等にとらわれず、自分らしく豊かに生きることができる社会」の実現に向けて、さまざまな切り口で講座を開催しています。

ワーク・ライフ・バランスの推進

- 仕事と介護 ● 仕事と治療
- 男性の育休取得促進

女性のエンパワーメント

- 女性の起業支援
- 女性の再就職支援
- シングルマザー支援
- 子どものいない女性の働き方を考える **New!**

企業の取組支援

- ワーク・ライフ・バランス・シンポジウム
- 女性活躍推進

ダイバーシティ&インクルージョン

- LGBTQ+/SOGIE
- インターセクショナルリティ **New!**

家庭と子育て

- 絵本の森
- みんなで遊ぼう!

性と健康

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
- 障がい者の性 **New!**
- セルフケア

ジェンダー視点で知る・学ぶ・問い直す

- 戦争・紛争とジェンダー **New!**
- アニメとジェンダー

地域活動・交流支援

- #港区でつながりたい区民と楽しむライティング講座
- 港区SDGs探訪 **New!**

その他

- 防災
- 男性学
- 男性に対する性暴力
- ヤングケアラー **New!**
- 母娘関係 **New!**
- 女性労働問題 **New!**

港区立男女平等参画センター リーブラ

〒105-0023 港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦
Tel:03-3456-4149 Fax:03-3456-1254
▶ <https://www.minatolibra.jp/>



@libraminato

アクセス

- JR「田町駅」東口(芝浦口)徒歩5分
- 都営地下鉄浅草線「三田駅」A7出口 三田線「三田駅」A9出口 徒歩7分
- ちいばす ◆芝ルート・芝浦港南ルート「みなとパーク芝浦」徒歩0分
◆芝浦港南ルート「芝浦一丁目」徒歩4分
- 都営バス(田92・99)「田町駅東口」徒歩6分



港区男女平等参画情報誌「OASIS オアシス」73号 2022年6月発行
発行: 港区立男女平等参画センター指定管理者 株式会社明日葉